

議 案 第 9 号

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年6月17日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消防団員退職報償金支給責任共済契約に基づく退職報償金に関する市町村に対する支給額の改定に伴い、退職報償金の引上げを図るため。

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年松戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

退職報償金支給額表（第2条関係）

（単位 円）

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市消防団員退職報償金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後に退職した消防団員について適用し、適用日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

（内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、適用日以後に退職した消防団員に対して支給されたこの条例による改正前の松戸市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、改正後の条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。